

財務大臣 殿

(法人等名)
(代表者の職 氏 名 印)

財政融資資金長期資金借用証書

金 円也

上記金額を本日財務大臣から下記条件をもって借用しました。

ついては、借入条件を堅く守り元利金は支払期日に相違なく支払ます。

おって、本資金について、財務大臣から随時調査を受け、又は報告を徴されても異存ありません。

記

1 用 途

2 利 率 年 %

ただし、年月日以降の利率については、約定期間及び元利金の支払方法などに応じ、国債の利回りを基準として財務大臣が定める利率(以下「適用利率」という。)によることとし、年月日から年月日までの利率については、年月日現在における適用利率を、年月日から年月日までの利率については、年月日現在における適用利率をそれぞれ適用するものとする。なお、約定利率は、金融情勢に応じて変更されても異存ないものとする。

3 据 置 期 限 年 月 日

4 償 還 期 限 (1) 年 月 日

(2) ① 「法人等名」は、この借入金を用途以外のものに使用したときその他財務大臣が繰上償還をさせる必要があると認めるときには、この借入金の全部又は一部について、財務大臣から繰上償還を命ぜられても異存ないものとする。

② ①の定めにより繰上償還が行われる場合において、「法人等名」は財務大臣から加算金(貸付けの日の翌日から支払いの日までの期間に応じ、当該償還すべき額(「法人等名」が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額)に対し、繰上償還時点において財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該償還すべき額の利率を控除した率を乗じて得た金額)を求められても異存ないものとする。

(3) ① 「法人等名」は、この借入金の全部又は一部について、財務大臣の承認を得て繰上償還をすることができるものとする。この場合において、財務大臣は、「法人等名」から繰上償還の申し出があり、当該繰上償還に必要な補償金の支払が繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認めるときに限り、繰上償還の承認をするものとする。

② ①に規定する補償金は、次のイに掲げる額がロに掲げる額を超える場合に必要なものとし、その額は、当該超過額(財務大臣が送付する同一の財政融資資金貸付金繰上償還承認通知書(以下この項において「承認通知書」という。))に2以上の記番号が異なる借用証書(以下この項において「異なる借用証書」という。))があるときは、異なる借用証書ごとに計算したイに掲げる額の合計額がロに掲げる額の合計額を超える場合における当該超過額)とするものとする。

イ 繰上償還日後において最初に到来する利率の見直しの日までの各支払期日ごとに計算した次の額の合計額 財務大臣から別途送付される繰上償還前の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額(繰上償還日後において最初に到来する利率の見直しの日における元金償還所要額については、当該利率の見直しの日以降における元金償還所要額の合計額とする。)として記載された額から、承認通知書に添付される繰上償還後の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額(繰上償還日後において最初に到来する利率の見直しの日における元金償還所要額については、当該利率の見直しの日以降における元金償還所要額の合計額とする。)として記載された額を控除した額に、当該支払期日と繰上償還日との期間に最も近い残存期間を有する国債の利回りを勘案して財務大臣が定める割引率を乗じた額

ロ この借入金に係る繰上償還額

(4) 財務大臣の承認を得ないで、重要な財産を譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

5 元利金の支払期日 毎年 月 日及び 月 日

6 元利金の支払方法 「何」 [各支払期日における元金の端数整理単位は 円とし、端数は初回に加算する。]の方法によるものとし、各支払期日における元利金の額は、財務大臣から別途送付される財政融資資金貸付金償還年次表によるものとする。

7 違約金の割合 元利金、4(2)②に規定する加算金又は4(3)①に規定する補償金(以下この項において「元利金等」という。)の支払期日に元利金等の全部又は一部の支払いをしなかった場合においては、当該支払をしなかった元利金等の金額に対し、支払期日の翌日から支払の当日まで年 %の割合により違約金を支払うものとする。ただし、この割合は、金融情勢に応じて変更されても異存ないものとする。

8 債務履行の場所 日本銀行本店

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 この借用証書は、利率見直し貸付けの場合に使用すること。

3 「利率」欄ただし書中、該当する空欄箇所に年月日を記入し、該当しない箇所には一線を記入すること。

4 上記に記載するもののほか、別紙第3号書式(甲)の備考を準用すること。